

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 相続税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成24年10月19日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年10月19日判決、本資料261号-198・順号11788)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年3月14日判決、本資料262号-56・順号11906)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年10月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

当事者目録

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	小川 喜久夫
相手方	国
同代表者法務大臣	田中 慶秋
同指定代理人	岡部 博昭